

部活動の今後のあり方について

1 部活動の意義と課題

- 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであるが、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。生徒にとっては、スポーツ、芸術文化等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもある。部活動は多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有する。
- 一方で、部活動の設置・運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務とされており、教師の勤務を要しない日（休日）の活動等が長時間勤務の要因であるとともに、指導経験がない教師にとっては多大な負担となっている。

2 本市の部活動の状況（参考資料1）

3 国における休日の部活動の段階的な地域移行について

令和2年9月1日、文部科学省の「学校における働き方改革推進本部」において、生徒にとって望ましい部活動環境の構築と学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、「学校と地域が協働・融合」した部活動の具体的な実現方策とスケジュールがまとめられた。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革 概要

部活動の意義と課題

- ✓ 部活動は、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や、多様な生徒が活躍できる場である。
- ✓ 一方、これまで部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め、長時間勤務の要因であることや、指導経験のない教師にとって多大な負担であるとともに、生徒にとっては望ましい指導を受けられない場合が生じる。
- ✓ 中教審答申や給特法の国会審議において「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨が指摘されている。

持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革が必要

改革の方向性

- ◆ 部活動は必ずしも教師が担う必要のない業務であることを踏まえ、部活動改革の第一歩として、休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築
- ◆ 部活動の指導を希望する教師は、引き続き休日に指導を行うことができる仕組みを構築
- ◆ 生徒の活動機会を確保するため、休日における地域のスポーツ・文化活動を実施できる環境を整備

具体的な方策

I. 休日の部活動の段階的な地域移行（令和5年度以降、段階的に実施）

- 休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保
（育成・マッチングまでの民間人材の活用の仕組みの構築、兼職兼業の仕組みの活用）
- 保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援
- 拠点校（地域）における実践研究の推進とその成果の全国展開

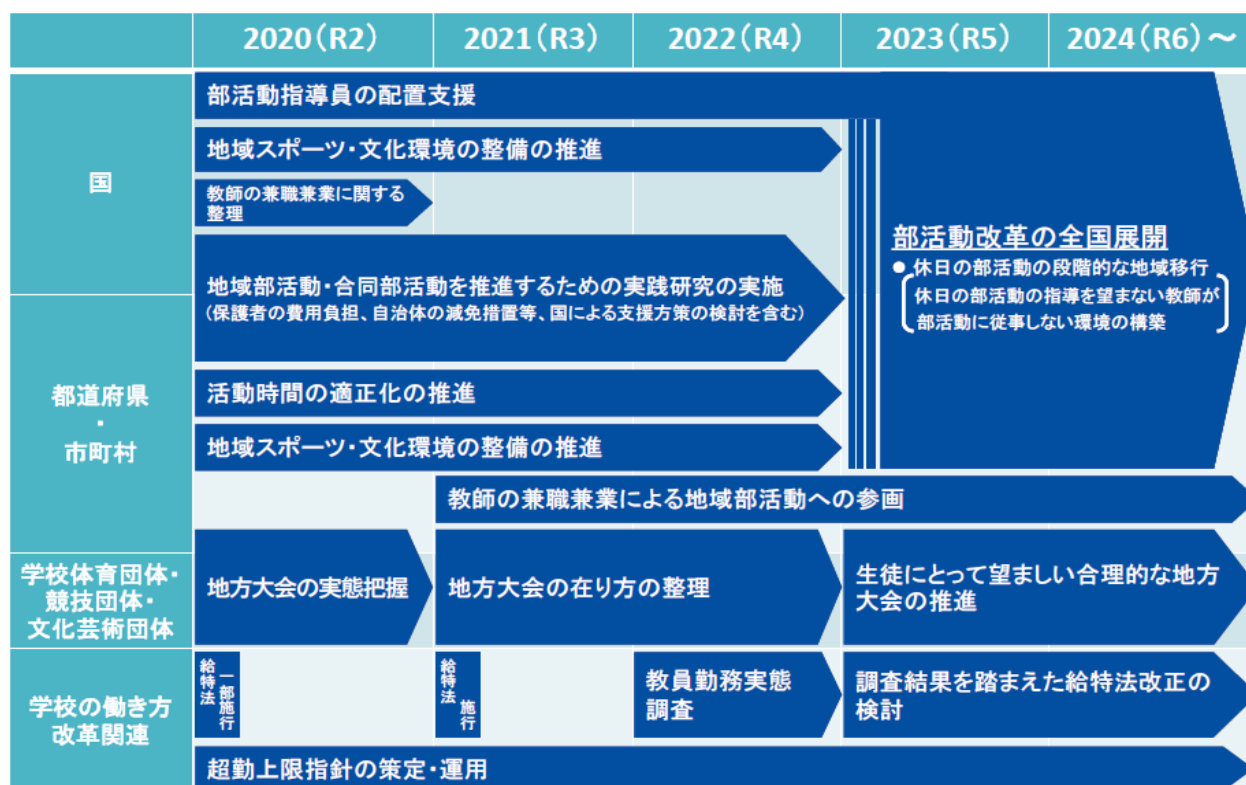
II. 合理的で効率的な部活動の推進

- 地域の実情を踏まえ、都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進
- 地理的制約を越えて、生徒・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進
- 主に地方大会の在り方の整理（実態の把握、参加する大会の精選、大会参加資格の弾力化等）

※ 以上の取組は、主として中学校を対象とし、高等学校においても同様の考え方を基に取組を実施。

※ 私立学校は、以上に示した公立学校の取組を参考に、教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革のスケジュールについて



＜文部科学省 学校における働き方改革推進本部（第4回）資料抜粋＞

国においては、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を進めることとしている。その方針を踏まえ、茨城県では、地域人材や運営団体の確保及び費用負担のあり方などの課題に総合的に取り組むために、令和3年度、県内2か所の拠点校（水戸市：双葉台中学校、つくば市：谷田部東中）において実践研究に取り組んでいる。

4 令和3年度の水戸市の取組＜地域運動部活動推進事業＞

(1) 取組の概要

①実施校 水戸市立双葉台中学校

②種目

8つの競技の運動部活動があるうち、5つの部活動において、地域部活動とする。
(男子バスケットボール、男子ソフトテニス、男子卓球、剣道、サッカー)

③実施日 土日のいずれか1日

④事務局

特定非営利活動法人「オーカスポーツマネジメント」（本社：東京都台東区）

業務：事務局運営及び指導者の派遣、学校と指導者の調整

⑤事業費等

主な収入：国庫補助金 166万円

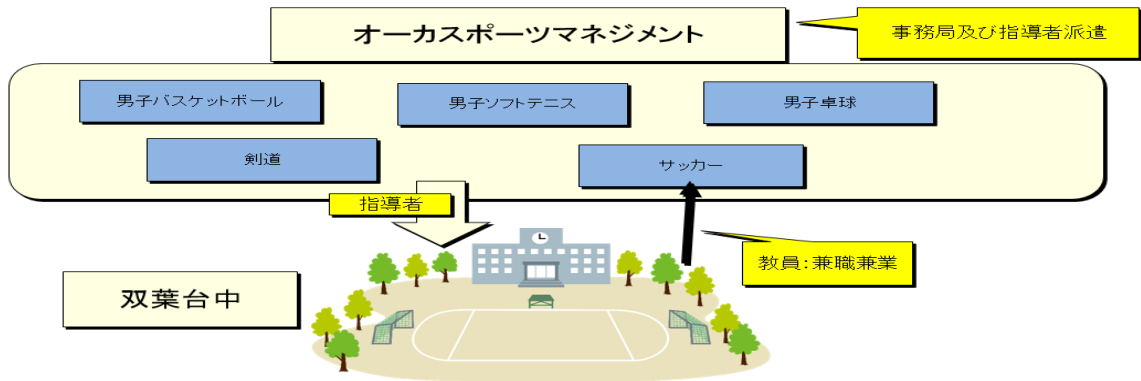
会費 1,000円/月（双葉台中学校後援会費で負担）

主な支出：指導者報酬 2,500円/時間（教員の兼職兼業は1,600円/時間）

その他 旅費、事務局職員謝金、スポーツ保険料、消耗品費等

⑥令和3年度スケジュール

- 4月 部活動保護者会，教師，生徒への説明会
- 5月 地域部活動活用事業の開始
- 7月，12月，2月 検討・運営会議開催
- 6月，12月，2月 拠点校・保護者等へのアンケートの実施



(2) 取組の効果

第1回アンケートでは，以下のとおりとなり，生徒，保護者ともに，高い満足度が得られる結果となった。

【第1回アンケート結果 (R3.6.30実施)】回答者数：生徒83人，保護者62人

回答者	質問項目	回答状況
生徒	講師の指導技術・知識について	「満足」約9割
	指導内容・練習プログラムについて	「満足」約8割
	週1回の練習頻度について	「もっと実施して欲しい」約3割 「丁度良い」約7割
	やりがいを感じるか	「以前よりやりがいを感じている」約5割 「変わらない」約4割
保護者	取組について	「とても満足」「やや満足」約8割
	週1回の練習頻度について	「もっと実施して欲しい」約3割 「丁度良い」約6割
	来年度以降に月謝が発生することについて	「当然のことと思う」約1割 「気にしていない」約2割， 「仕方ないと思う」約5割 「やや困る」約1割
	自由記述	「月謝をとるのであれば，専門的な指導をお願いしたい」 「専門知識をもった指導者の方に指導していただけることは子どもたちにとってよい経験となる。部員数によっては，指導者を増やして欲しい」

双葉台中学校の管理職・教員より聞き取り

- ・顧問である部活動の競技経験がないことや指導に自信のない教員であったことから，部活動に係る負担（勤務時間・精神的な不安等）が軽減した。

- ・専門的な指導を受けた生徒が部活動に取り組む姿勢が向上し、平日の部活動にも効果が現れており、顧問が指導しやすくなっている。
- ・生徒・保護者の依頼により、総合体育大会の大会等にも指導者がベンチに入り、顧問の采配を助け、上位大会に進出する部活動もでている。

(3) 市内に拡大するにあたっての課題

- ・部活動が段階的に地域移行することについて、児童生徒・保護者・地域等への周知や理解。
- ・受益者負担への理解。
- ・指導者を確保するための体制の構築（地域と連携した人材バンクの設置等）。
- ・中学校体育連盟との連携（総合体育大会や新人体育大会のあり方）。
- ・平日部活動と休日部活動の連携。

部活動に係る本市の状況について

1 部活動数及び部員数

(令和3年度)

学校名	部活数 (運動部)		在籍生徒数			参加生徒数			参加率			部活数 (文化部)
	男子	女子	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	全体	
第一中学校	7	3	176	167	343	132	101	233	75.0%	60.5%	67.9%	2
第二中学校	7	6	182	189	371	125	83	208	68.7%	43.9%	56.1%	2
第三中学校	8	7	229	191	420	201	133	334	87.8%	69.6%	79.5%	2
緑岡中学校	8	8	244	227	471	229	156	385	93.9%	68.7%	81.7%	2
第四中学校	11	10	450	449	899	362	281	643	80.4%	62.6%	71.5%	6
飯富中学校	2	2	50	56	106	50	56	106	100.0%	100.0%	100.0%	0
国田義務教育学校	2	3	19	28	47	16	23	39	84.2%	82.1%	83.0%	1
赤塚中学校	7	7	201	161	362	174	122	296	86.6%	75.8%	81.8%	2
第五中学校	6	6	189	172	361	167	116	283	88.4%	67.4%	78.4%	2
見川中学校	10	9	337	313	650	286	209	495	84.9%	66.8%	76.2%	2
双葉台中学校	6	6	172	146	318	146	117	263	84.9%	80.1%	82.7%	2
笠原中学校	9	8	345	317	662	287	223	510	83.2%	70.3%	77.0%	3
石川中学校	4	3	145	122	267	108	70	178	74.5%	57.4%	66.7%	3
千波中学校	8	7	203	161	364	162	84	246	79.8%	52.2%	67.6%	2
常澄中学校	5	5	155	130	285	116	93	209	74.8%	71.5%	73.3%	2
内原中学校	8	6	220	196	416	161	124	285	73.2%	63.3%	68.5%	3

2 水戸市運動部活動の活動方針（概要）平成 30 年 7 月策定

(1) 学校教育の一環としての運動部活動の意義

・学校の教育目標，経営方針に基づき，学校教育の一環として行われる生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動

(2) 適切な運動部活動の運営のための体制整備

・校長は，学校の運動部活動に係る活動方針を策定し，各部の活動計画とともに学校のホームページにより公表
 ・指導・運営に係る体制の構築，研修の充実

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

・過度の練習時間の弊害の理解と科学的見地等から正しい知識の習による適切な指導の実施

(4) 適切な活動時間・休養日等の設定

ア 活動時間

学期中・長期休業中	1 日の活動時間 ・平日は 2 時間程度 ・休業日は 3 時間程度（学期中の週末を含む） 原則として朝の活動は行わない ※総合体育大会や新人体育大会の 1 か月前からは活動を認める。
-----------	---

イ 休養日

学期中・長期休業中	週当たり 2 日以上 ・平日は少なくとも 1 日 ・週末はいずれか 1 日以上 ※週末に大会参加等で活動した場合は他の日に振り替える。
-----------	--

ウ 完全休養期間

夏季休業中	8月13日～8月15日
冬季休業中	12月29日～1月3日
定期試験前	各学校の実態に応じて設定する

エ 冬季活動期間

11月から1月までの3か月間を冬季活動期間とし、短時間で効率的な活動ができるよう学校全体で工夫する。
--

オ 部活動優先日

生徒及び顧問が一斉に活動を開始できる日を週1日設定する。

(5) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ・生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部や学校の実態に応じた合同部活動の検討等

(6) 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・総合体育大会・新人体育大会を含め、1か月当たり1大会を目安とする。

(7) 水戸市部活動活動方針（文化部も含めた）令和元年9月策定

3 部活動指導員の配置

(1) 目的

部活動の円滑な運営及び教員の働き方改革の一環として、中学校における部活動指導体制の充実を推進し、部活動を担当する教員の支援を行う。

(2) 実施体制（令和3年11月現在）

指導員数：26人

実施校：16校（全校）

第一中（バスケットボール）、第二中（弓道）、第三中（卓球）、緑岡中（陸上、卓球）、第四中（柔道、合唱）、飯富中（ソフトテニス）、赤塚中（バスケットボール）、第五中（陸上）、見川中（陸上、剣道）、双葉台中（野球）、笠原中（剣道）、石川中（吹奏楽、ソフトテニス）、千波中（剣道、バレー、弓道、柔道、陸上）、常澄中（卓球）、内原中（柔道、サッカー、弓道）、国田義務（卓球）

指導員の職務：技術指導、学校外での活動（大会、練習試合）の引率、事故発生時の現場対応

報酬：1,600円／時間

(3) 事業費

約12,500千円（うち市負担約4,200千円）

他市の取組について

1 つくば市

(1) つくば市立谷田部東中学校(モデル校)

対象部活動：男女バスケットボール，男女ソフトテニス，卓球，剣道，サッカー，バレーボール，野球，陸上

活動頻度：週1日程度（部活によって，土曜日の活動ではなく，他の曜日（木曜日など）の場合もある。）1回2時間

運営主体：KCSC 洞峰地区文化スポーツ推進協会（事務局：つくばFC）
つくばFC（サッカー），BCつくばEVOLUTION（バスケットボール）
などから指導者を派遣

指導者報酬：3,300円/時間

会費：※国の補助を活用し，1,250円/月としている。

(2) つくば市立高崎中学校

運営主体：TCAA 高崎地区洞峰地区文化スポーツ推進協会（事務局：つくばFC）

会費：月/1,500円

2 長野市

(1) 長野市立裾花（すそばな）中学校

運営主体：SSUC（裾花スキルアップクラブ）（R3.8月設立）

指導者はチラシ（広報）にて地域の指導者を募集

事務局：中学校担当職員

対象部活動：男女バスケットボール，剣道，サッカー，男子バレーボール

会費：初年度は無料※国の補助を活用（スポーツ保険は自己負担）
来年度以降，会費徴収予定（指導者への謝金，事務局の設置等）

名称	スポーツ推進委員	スポーツ指導員	スポーツ少年団指導者
地位	市長が委嘱する非常勤特別職の地方公務員	市スポーツ協会加盟団体からの推薦	各少年団に所属
職務	スポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整，地域住民に対するスポーツ指導，市の機関やスポーツ関係団体等の行うスポーツ行事・事業に関し協力すること，等	市民のスポーツ活動の育成指導を積極的に推進し，生涯スポーツの振興及び競技人口の増加に寄与すること	スポーツを通じて青少年の心身の鍛錬を図ること
任期	2年	※派遣依頼があった場合に，加盟競技団体に直接問合せ	※指導者資格は4年に1度の更新制
人数	102名（34地区から各3名推薦）	162名（39種目） ※令和2年4月1日現在	309名（26種目84単位団）
種目	なし	陸上・バスケットボール・軟式野球・剣道・柔道・スキー・ソフトテニス・相撲・卓球・弓道・バドミントン・スケート・レスリング・水泳・サッカー・体操・バレーボール・テニス・ハンドボール・ラグビー・空手道・馬術・ボウリング・ゴルフ・合気道・ローラースケート・少林寺拳法・ダンス・ゲートボール・レクリエーション・なぎなた・射撃・銃剣道・パワーリフティング・フェンシング・ターゲットバードゴルフ・ドッジボール・ソフトバレーボール・グラウンドゴルフ	野球・ドッジボール・柔道・水泳・レスリング・合気道・ソフトテニス・少林寺拳法・ローラースケート・ボウリング・テニス・剣道・フェンシング・バレーボール・ミニバスケットボール・バドミントン・ラグビー・ソフトボール・体操・陸上・スケート・スキー・ゴルフ・空手道・卓球・サッカー
	年4万円	1回派遣2千円 ※原則1団体に対し最大10回まで	なし

